

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 25 年度第 4 号  
通 算 第 5 2 3 号  
平成 25 年 9 月 12 日

尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 管理職手当及び昇給・昇格制度の見直し等について

9月2日午後3時30分から午後5時10分まで、中央公民館視聴覚室において、継続協議となっている管理職手当及び超過勤務手当等の支給対象範囲の見直し等について交渉を行うとともに、昇給及び昇格制度の改正等について提案した。

### 今回の交渉の主な目的

平成 24 年 11 月 13 日に提案し、継続協議となっている管理職手当及び超過勤務手当等の支給対象範囲の見直し等について協議を行うとともに、昇給及び昇格制度の改正等について提案し、協議を行った。

### 組合への提案

昇給制度の改正について（メモ）

[別紙 1](#)

人事評価の結果を反映した昇給制度の運用について（メモ）

[別紙 2](#)

昇給日の変更について（メモ）

[別紙 3](#)

昇格時号給対応表の改正について（メモ）

[別紙 4](#)

課長補佐の廃止について（メモ）

[別紙 5](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 昇給制度の改正について

組合の主張	当局の回答
55 歳を超える職員に昇給停止措置を実施する趣旨は。	昨年的人事院勧告において、50 歳代後半層における官民の給与格差が相当程度あることから、その層の給与水準の上昇を抑制するため、55 歳を超える職員の昇給停止措置が勧告された。これを受け、国では、この勧告に基づいた改正を平成 26 年 1 月から施行することとしている。本市においても国の状況等を踏まえ提案したところである。

<p>平成 26 年 1 月 1 日から実施すれば、55 歳を超える職員は昇給しないこととなり、更に、退職手当や年金にも影響してくる。昇給を停止された職員のモチベーションをどの様に考えているのか。</p> <p>また、国準拠というが、国は既に人事評価結果を昇給制度に反映しており、地方自治体とは状況が違うではないか。</p> <p>55 歳を超える職員の昇給停止を提案するのであれば、人事評価結果を昇給に反映させる制度の導入について決着してから行うべきではないか。</p>	<p>昇給停止措置と人事評価結果の昇給への反映は異なる制度であり、必ずしもその導入時期を合わせなければならないものとは考えていない。</p> <p>人事評価結果を勤勉手当や昇給に反映させる制度の導入も別途提案しており、55 歳を超える職員であっても、S・A 評価を受けた者は昇給可能な制度であることから、モチベーションを向上させる一つの手立てになるものと考えている。</p>
<p>55 歳を超える職員の昇給停止措置については、阪神間各市の対応が決まっていない。</p> <p>その様な状況の中で、9 月中の諾否の判断はできない。</p>	<p>阪神間では、55 歳を超える職員の昇給停止措置の実施に向けて交渉中というところもあると聞いているし、また、中核市においては、既の実施済み、あるいは実施予定としているところも多い。</p>
<p>55 歳を超える職員の昇給停止措置は過去にも行っていたことがあったと思うがどうか。</p>	<p>国の制度に準じ、平成 17 年度から 55 歳を超える職員の昇給停止措置を実施してきたが、給与構造改革に伴う昇給制度の見直しにより、平成 19 年度に抑制措置（2 号給昇給）に改められ、現在に至っている。</p>
<p>現在のモデル賃金では、どの程度で昇給が停止されることとなるのか。</p>	<p>現行モデルでは、給料月額が 352,000 円で停止することとなる。</p>
<p>昇給停止措置の影響を受ける職員の人数はどの程度いるのか。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日現在で、行政職給料表適用者では 269 人、技能労務職給料表適用者では 27 人である。</p>
<p>昇給停止措置を実施したとしても、行政職給料表の 5 級以上かつ、55 歳以上の職員に実施している給料月額 1.5% の減額措置は継続するのか。</p>	<p>国と同様に、1.5% の減額措置については、今後も継続していく。</p>

## 2 人事評価の結果を反映した昇給制度の運用について

組合の主張	当局の回答
<p>課長級以上の職員については、人事評価結果を給与処遇に反映することを試行していたと思うが、どのような状況であったのか。</p>	<p>課長級以上の評価には、勤務実績評価（目標管理制度）と職務行動評価があり、勤務実績評価は組織としての進行管理や課題解決の観点、職務行動評価は人材育成の観点で捉えるものである。それらの結果を実際に給与処遇に反映させたわけではないが、シミュレーションは行ってきた。</p> <p>特に勤務実績評価については、各組織の課題やその難易度が異なるため、処遇反映への活用が可能かどうかといった点等を検討した結果、勤務実績評価単体では困難であるが、職務行動評価と連動させることにより活用できるとの結論に至ったものである。</p> <p>なお、現在、課長級以上で実施している職務行動評価や課長補佐以下で実施している勤務成績評価そのものに問題があるとは考えていない。</p>
<p>国においては、国家公務員法を改正し、人事評価制度を導入しているが、現時点で地方公務員法は改正されておらず、法的には人事評価制度を導入する必要はないのではないのか。</p>	<p>法が改正されていないから、実施する必要がないというものではない。</p> <p>人事評価結果を勤勉手当や昇給制度に反映させることで、職員のモチベーションの向上や人材育成の面で効果が出るものと考えている。</p> <p>また、55歳を超える職員については、標準の勤務成績の場合は昇給しないこととなるため、人事評価結果を昇給に反映させることがなければ、全く昇給することがなくなってしまう。</p> <p>今回の見直しは、相対評価によりマイナス評価の者を作ることを目的としたものではなく、職員にとってもプラスの見直しであり、実施していくべきであると考えている。</p>
<p>職員全体の5%しか8号給又は6号給の特別昇給をしないのであれば、局長や部長だけが特別昇給するのではないのか。</p>	<p>局長、部長、課長、課長補佐及び係長、主任以下の区分に分け、各区分ごとに特別昇給する5%の職員を決めることになるので、そのようなことにはならない。</p>

<p>特別昇給を受けた職員は公表するのか。特別昇給した職員の中のどの部分が評価されたかを周知することで、周りの職員にも良い影響を与えることもあると思うがどうか。</p>	<p>特別昇給の結果について、本人には通知するつもりであるが、公表は考えていない。</p> <p>また、通常昇給の職員も含めて、人材育成面談によって、個別に良い点や改善が必要な点を伝えていくこととなる。</p>
<p>課長級以上に試行してきたのだから、まずは課長級以上を対象に処遇反映を実施すべきである。</p> <p>一般職についても試行期間を設け、検証の後、給与処遇への反映を考えてはどうか。</p>	<p>現在も評価結果等に基づいて昇任昇格を決定しており、特別昇給についても試行期間を設けなくても実施は可能と考えている。</p>
<p>人事評価結果を給与処遇に反映するということは、職員一人一人に順位をつけるということか。</p>	<p>全ての職員に順位をつけるという相対評価ではなく、絶対評価により人事評価を行うこととしている。</p> <p>そのため、C又はD評価の割合は定めておらず、できる限り少ないほうが望ましいと考えている。</p> <p>ただ、S又はA評価の適用の際には、絶対評価に基づいた評価を相対化することとなる。</p>
<p>チームで仕事を行っている所属もあり、そのうち1人だけが評価され、特別昇給するとなると、他の職員のモチベーションは下がるのではないか。評価の基準を明らかに示した上で実施しなければ、不公平感が生じるのではないか。</p>	<p>チームで仕事を行っていても、それぞれが事務の分担を持ち、役割等を担っている。勤務成績評定については、評価基準を設けており、責任感や実行力といった日頃の職員の個々の職務行動の積み重ねを評価することとなっている。</p>
<p>人事院勧告では、人事評価結果を給与に反映する現行の昇給制度は、チームで職務を遂行する環境には必ずしもなじまない面があると報告し、今後の見直しも示唆している。それでも、当局はこのタイミングで人事評価結果を昇給や勤勉手当に反映していくのか。</p> <p>また、場合によっては2年続けて特別昇給する職員が出てくるのか。</p>	<p>国は、既に人事評価結果を給与処遇に反映する制度を実施しており、本市においても、人事評価結果を反映させる昇給制度は既にあるので、この度、国に準じて制度運用を図っていくとするものである。</p> <p>また、今年度の人事院勧告において制度の見直しが示唆されているが、今後、その見直しが行なわれた場合には、本市の制度についてもその内容を踏まえた検討が必要である。</p> <p>なお、2年続けては特別昇給ができないような制度としている。</p>
<p>人事評価結果を昇給に反映させる財源はどこから捻出するのか。</p>	<p>財源については、全体の予算の中で別途措置していくものと考えている。</p>

<p>S評価を受ければ昇格することになるのか。</p>	<p>昇任昇格については、それまでの経歴、昇格後のマネジメント能力、ポスト数等を踏まえて決定することとなるため、S評価を受けたからといって必ずしも昇格するものではない。</p>
<p>特別昇給を行うことで、ラスパイレス指数への影響はないのか。</p>	<p>特別昇給をする職員は全体の5%であり、また、既に国で行われていることから、本市が実施したからといって、ラスパイレス指数に大幅な影響を与えるものではないと考えている。ただ、実施していない現状と比べると、ラスパイレス指数を引き上げる要因にはなる。</p>
<p>小学校で働く校務員及び調理師は、市の職員ではなく、兵庫県の職員である校長から評価を受けている。</p> <p>校長は校務員や調理師の仕事ぶりも見ずに評価をしており、適正な判断が出来ていないのではないか。市の職員が評価をするようにしてほしい。</p>	<p>市の職員と同様に、兵庫県の職員である校長に対しても勤務成績評定の評価基準を周知し、その基準を元に評価をすることとしている。</p> <p>また、今後は評価の客観性・公平性をより高めるため、人事評価相談申出制度を設けることで、職員の不満等の申出に対応していきたい。</p>
<p>人事評価結果を勤勉手当にも反映させるとしているが、勤勉手当については具体的な協議ができていない。どうなっているのか。</p>	<p>勤勉手当の割増率等、その具体的内容については別途提案していく予定であり、引き続き賃金小委員会等の場でも協議を行っていきたい。</p>

### 3 管理職手当及び超過勤務手当等の支給対象者の見直しについて

組合の主張	当局の回答
<p>管理職手当及び超過勤務手当等の支給対象範囲の見直しについて、修正提案はないのか。</p>	<p>労働基準法上、また厚生労働省の見解等を踏まえれば、管理監督者の範囲について、本市の課長補佐や係長に関して、提案内容のとおりの見直しを進めざるを得ないと考えている。</p> <p>その見直しにあたっては、労使合意の上で進めていきたいという基本的考えのもと、管理職手当が生活給の一部となっている実態もあることから減額の影響を受ける職員に配慮すべきとの組合の主張等も踏まえて、激変緩和措置として経過措置を検討し、その案について先日の賃金小委員会で説明し、協議を行ったところである。ただ、引き続き協議が必要であるとの組合の意向を踏まえ、本日のところは提案していないが、先日晒した経過措置案の内容で合意に向けて前向きに検討いただけるということであれば、修正提案を行う準備はできている。</p>
<p>人事評価結果を給与処遇へ反映させるとなると、評価を行う係長や課長補佐の責任は今よりも重くなる。その一方で、管理職手当の支給を廃止するという事は矛盾ではないのか。</p>	<p>管理職手当及び超過勤務手当等の支給対象範囲の見直しについては、一定の数の部下の育成や労務管理の仕事を行っているということだけでは、課長補佐や係長であっても労働基準法上の管理監督者として位置づけることは困難であるとの判断から提案しているものである。</p> <p>部下の人事評価を行うことについては、これまでと同様に、係長及び課長補佐の職務の一つであるが、これを以って係長及び課長補佐が労働基準法上の管理監督者と認められるわけではない。</p>

### 4 その他

組合の主張	当局の回答
<p>昇給日の変更について</p> <p>昇給日を7月1日に変更する理由は。</p>	<p>人事評価結果を昇給に反映させていくにあたって、人事評価相談申出制度を設けるなど、その対応に一定期間を要することから、昇給月を1月から7月に変更するものである。</p>

<p>昇給月が7月となると、現行の1月昇給と比べて、6月期の期末・勤勉手当が減るなど影響が出るのではないかと。</p>	<p>昇給月を7月に変更することに伴い、平成26年1月の昇給後、特例措置として平成26年7月に2号分の昇給措置を講じ、翌年以降、昇給月を7月に変更することになる。</p> <p>昇給月の変更前後で、期末・勤勉手当への影響を見ると、基準日現在の算定基礎額が6月期では2号給分低くなる一方、12月期では逆に2号給分高くなる。また、12月期の期末・勤勉手当の支給月数は、6月に比べると若干高くなっていることなどからしても、全体的に職員にとって不利な見直しではない。</p>
<p><b>昇格時号給対応表の改正について</b></p> <p>昇格時号給対応表の改正により、どの程度の影響が見込まれるのか。</p> <p>また、仮に改正を今年度から実施していた場合、影響を受けた者はどのくらい出ているのか。</p>	<p>今回の改正は、高位号給からの昇格時に影響を受けるものであり、その影響はあまりないと考えている。</p> <p>また、仮に本年4月に改正があったとすると、4級昇格した職員で影響を受ける者はいない。5級昇格した者では5名程度である。</p>
<p>6級以上の昇格時号給対応表の改正もあるのか。</p>	<p>この改正は、国でも行われているように、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台における給与水準の抑制への取り組みとして、高位号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減させることを趣旨としており、6級及び7級昇格者についても同様の見直しを行う。</p>
<p><b>休職制度及び休暇制度等の見直しについて</b></p> <p>傷病等で一定期間の療養が必要となる事情は様々である。一律的に制度運用をするのではなく、柔軟な対応が必要ではないか。</p>	<p>例外的な取り扱いをするものについて、現時点で具体的に定めることはできないが、個別に検討が必要な事例も生じてこようかと考えている。</p>
<p>平成25年度以前の私療休暇等の取得状況は反映させずに実施するべきである。</p>	<p>基本的には、平成25年度以前の状況を反映させるべきと考えている。</p>

**課題解決への方向性**

組合は、本日提案された昇給制度の改正等については、時間をかけた協議が必要であり、諾否期限である9月末までに判断することは難しいと主張した。当局は、諾否期限までに判断いただくよう賃金小委員会等での積極的な協議を求めるとともに、引き続き、労使で協議を行っていくことを確認した。

以上  
(給与課)





昇給制度の改正について（メモ）

H25. 9 . 2

55 歳を超える職員の昇給について、次のとおり改正する。

1 実施内容

55 歳を超える職員（当該年度に 56 歳に達する者）について、標準の勤務成績（良好）では昇給しないこととする。（現行は 2 号昇給）

2 実施時期

平成 26 年 1 月 1 日

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 25 年 9 月 30 日（月）までにされたい。

以 上  
（給与課）



## 人事評価の結果を反映した昇給制度の運用について（メモ）

H25. 9 . 2

人事評価の結果を反映した昇給制度の運用について、以下のとおりとする。

## 1 実施内容

人事評価の活用方策の一つとして、尼崎市職員の昇給の基準に関する規則に基づく昇給の運用を開始する。

なお、55歳を超える職員（当該年度に56歳に達する者）については「昇給制度の改正について（メモ）」の見直しも踏まえて運用する。

区分	S 極めて良好	A 特に良好	B 良好	C やや良好でない	D 良好でない
55歳以下	8号	6号	4号	2号	0号
55歳超	2号	1号	0号	0号	0号
分布率	適用しない	Sを含めて5%以内	75%以上	分布率を適用しない (指導観察制度により決定)	

## 2 実施時期

平成 27 年 7 月 1 日

## 3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 25 年 9 月 30 日（月）までにされたい。

以 上  
( 給与課 )

参考

人事評価の結果を反映した勤勉手当・昇給制度の導入について（メモ）

H24.11.13

職員のモチベーション向上策として実施する人事評価制度の構築に併せて、評価の結果を勤勉手当及び昇給に反映させる制度を導入する。

なお、制度導入にあたっての基本的な考え方は以下のとおりとし、その他必要な事項については、引き続き協議していく。

1 実施内容

人事評価の結果を勤勉手当及び昇給に反映させる制度を導入する。

2 対象者

全職員

3 実施時期

勤勉手当及び昇給ともに、平成 27 年度から評価を反映する。

4 諾否について

本回答に対する諾否については、平成 25 年 3 月 29 日（金）までにされたい。

以 上  
（給与課）

昇給日の変更について（メモ）

H25. 9 . 2

人事評価の結果を昇給に反映させていくにあたり、昇給日を次のとおり改正する。

- 1 実施内容  
昇給日を7月1日に変更する。（現行は1月1日）
- 2 実施時期  
平成26年7月1日
- 3 変更に伴う特例措置  
変更後の最初の7月1日については、通常の前年（標準の勤務成績では2号）昇給することとする。
- 4 諾否期限  
本提案に対する諾否については、平成25年9月30日（月）までにされたい。

以 上  
（給与課）



昇格時号給対応表の改正について（メモ）

H25. 9 . 2

行政職給料表昇格時号給対応表について、次のとおり改正する。

- 1 実施内容  
別紙のとおり
- 2 実施時期  
平成 26 年 4 月 1 日
- 3 諾否について  
本提案に対する諾否については、平成 25 年 9 月 30 日（月）までにされたい。

以 上  
（給与課）

行政職給料表昇格時号給対応表

別紙

号給	昇格前		昇格後						昇格引外額の差	昇格引外号給の差
	3級	改正前			改正後					
		昇格時号給 対応表	4級	昇格引外	昇格時号給 対応表	4級	昇格引外			
1	206,300	1	210,900	4,600	1	210,900	4,600	0	0	
2	208,200	2	212,800	4,600	2	212,800	4,600	0	0	
3	210,100	3	214,700	4,600	3	214,700	4,600	0	0	
4	212,000	4	216,600	4,600	4	216,600	4,600	0	0	
5	213,900	5	218,500	4,600	5	218,500	4,600	0	0	
6	215,800	6	220,400	4,600	6	220,400	4,600	0	0	
7	217,700	7	222,300	4,600	7	222,300	4,600	0	0	
8	219,600	8	224,200	4,600	8	224,200	4,600	0	0	
9	221,500	9	226,100	4,600	9	226,100	4,600	0	0	
10	223,400	10	228,000	4,600	10	228,000	4,600	0	0	
11	225,300	11	229,900	4,600	11	229,900	4,600	0	0	
12	227,200	12	231,800	4,600	12	231,800	4,600	0	0	
13	229,000	13	233,700	4,700	13	233,700	4,700	0	0	
14	230,800	14	235,700	4,900	14	235,700	4,900	0	0	
15	232,600	15	237,700	5,100	15	237,700	5,100	0	0	
16	234,400	16	239,700	5,300	16	239,700	5,300	0	0	
17	236,100	17	241,700	5,600	17	241,700	5,600	0	0	
18	237,800	18	243,700	5,900	18	243,700	5,900	0	0	
19	239,700	19	245,700	6,000	19	245,700	6,000	0	0	
20	241,500	20	247,700	6,200	20	247,700	6,200	0	0	
21	243,400	21	249,700	6,300	21	249,700	6,300	0	0	
22	245,300	22	251,800	6,500	22	251,800	6,500	0	0	
23	247,300	23	253,900	6,600	23	253,900	6,600	0	0	
24	249,200	24	256,000	6,800	24	256,000	6,800	0	0	
25	251,100	25	258,100	7,000	25	258,100	7,000	0	0	
26	253,200	26	260,200	7,000	26	260,200	7,000	0	0	
27	255,100	27	262,300	7,200	27	262,300	7,200	0	0	
28	257,200	28	264,400	7,200	28	264,400	7,200	0	0	
29	259,300	29	266,400	7,100	29	266,400	7,100	0	0	
30	261,300	30	268,500	7,200	30	268,500	7,200	0	0	
31	263,300	31	270,600	7,300	31	270,600	7,300	0	0	
32	265,200	32	272,700	7,500	32	272,700	7,500	0	0	
33	267,200	33	274,800	7,600	33	274,800	7,600	0	0	
34	269,200	34	277,000	7,800	34	277,000	7,800	0	0	
35	271,200	35	279,200	8,000	35	279,200	8,000	0	0	
36	273,200	36	281,400	8,200	36	281,400	8,200	0	0	
37	275,200	37	283,600	8,400	37	283,600	8,400	0	0	
38	277,200	38	285,800	8,600	38	285,800	8,600	0	0	
39	279,200	39	288,000	8,800	39	288,000	8,800	0	0	
40	281,200	40	290,200	9,000	40	290,200	9,000	0	0	
41	283,200	41	292,400	9,200	41	292,400	9,200	0	0	
42	285,100	42	294,600	9,500	42	294,600	9,500	0	0	
43	287,000	43	296,800	9,800	43	296,800	9,800	0	0	
44	288,900	44	299,000	10,100	44	299,000	10,100	0	0	
45	290,800	45	301,200	10,400	45	301,200	10,400	0	0	
46	292,700	46	303,400	10,700	46	303,400	10,700	0	0	
47	294,600	47	305,600	11,000	47	305,600	11,000	0	0	
48	296,500	48	307,800	11,300	48	307,800	11,300	0	0	
49	298,400	49	310,000	11,600	49	310,000	11,600	0	0	
50	300,200	50	312,200	12,000	50	312,200	12,000	0	0	
51	302,000	51	314,400	12,400	51	314,400	12,400	0	0	
52	303,800	52	316,600	12,800	52	316,600	12,800	0	0	
53	305,600	53	318,800	13,200	53	318,800	13,200	0	0	
54	307,300	54	320,900	13,600	54	320,900	13,600	0	0	
55	309,000	55	323,000	14,000	55	323,000	14,000	0	0	
56	310,600	56	325,100	14,500	56	325,100	14,500	0	0	
57	312,300	57	327,200	14,900	57	327,200	14,900	0	0	
58	313,800	58	329,100	15,300	58	329,100	15,300	0	0	
59	315,300	59	331,100	15,800	59	331,100	15,800	0	0	
60	316,800	60	333,200	16,400	60	333,200	16,400	0	0	
61	318,200	61	335,300	17,100	61	335,300	17,100	0	0	
62	319,300	62	337,400	18,100	62	337,400	18,100	0	0	
63	320,400	63	339,500	19,100	63	339,500	19,100	0	0	
64	321,500	64	341,600	20,100	64	341,600	20,100	0	0	
65	322,600	65	343,700	21,100	65	343,700	21,100	0	0	
66	323,500	65	343,700	20,200	65	343,700	20,200	0	0	
67	324,400	66	345,700	21,300	66	345,700	21,300	0	0	
68	325,300	66	345,700	20,400	66	345,700	20,400	0	0	
69	326,200	67	347,700	21,500	67	347,700	21,500	0	0	
70	327,000	67	347,700	20,700	67	347,700	20,700	0	0	
71	327,700	68	349,700	22,000	68	349,700	22,000	0	0	
72	328,400	68	349,700	21,300	68	349,700	21,300	0	0	
73	329,000	69	351,700	22,700	69	351,700	22,700	0	0	
74	329,600	69	351,700	22,100	69	351,700	22,100	0	0	



号給	昇格前		昇格後						昇格引上 額の差	昇格引上 号給の差
	3級	改正前			改正後					
		昇格時号給 対応表	4級	昇格引上	昇格時号給 対応表	4級	昇格引上			
75	330,200	69	351,700	21,500	69	351,700	21,500	0	0	
76	330,800	70	353,600	22,800	70	353,600	22,800	0	0	
77	331,400	70	353,600	22,200	70	353,600	22,200	0	0	
78	331,900	70	353,600	21,700	70	353,600	21,700	0	0	
79	332,400	71	355,400	23,000	71	355,400	23,000	0	0	
80	332,900	71	355,400	22,500	71	355,400	22,500	0	0	
81	333,500	71	355,400	21,900	71	355,400	21,900	0	0	
82	334,000	72	357,200	23,200	72	357,200	23,200	0	0	
83	334,500	72	357,200	22,700	72	357,200	22,700	0	0	
84	335,000	72	357,200	22,200	72	357,200	22,200	0	0	
85	335,500	73	359,000	23,500	73	359,000	23,500	0	0	
86	335,900	73	359,000	23,100	73	359,000	23,100	0	0	
87	336,400	73	359,000	22,600	73	359,000	22,600	0	0	
88	336,900	73	359,000	22,100	73	359,000	22,100	0	0	
89	337,300	74	360,500	23,200	74	360,500	23,200	0	0	
90	337,700	74	360,500	22,800	74	360,500	22,800	0	0	
91	338,200	74	360,500	22,300	74	360,500	22,300	0	0	
92	338,700	74	360,500	21,800	74	360,500	21,800	0	0	
93	339,100	75	361,900	22,800	75	361,900	22,800	0	0	
94	339,600	75	361,900	22,300	75	361,900	22,300	0	0	
95	340,100	75	361,900	21,800	75	361,900	21,800	0	0	
96	340,500	75	361,900	21,400	75	361,900	21,400	0	0	
97	340,900	76	363,400	22,500	76	363,400	22,500	0	0	
98	341,400	76	363,400	22,000	76	363,400	22,000	0	0	
99	341,900	76	363,400	21,500	76	363,400	21,500	0	0	
100	342,400	76	363,400	21,000	76	363,400	21,000	0	0	
101	342,800	77	364,800	22,000	77	364,800	22,000	0	0	
102	343,200	77	364,800	21,600	77	364,800	21,600	0	0	
103	343,700	77	364,800	21,100	77	364,800	21,100	0	0	
104	344,200	77	364,800	20,600	77	364,800	20,600	0	0	
105	344,600	78	365,900	21,300	78	365,900	21,300	0	0	
106	344,900	78	365,900	21,000	78	365,900	21,000	0	0	
107	345,400	78	365,900	20,500	78	365,900	20,500	0	0	
108	345,900	78	365,900	20,000	78	365,900	20,000	0	0	
109	346,300	79	367,000	20,700	79	367,000	20,700	0	0	
110	346,800	79	367,000	20,200	79	367,000	20,200	0	0	
111	347,300	79	367,000	19,700	79	367,000	19,700	0	0	
112	347,800	79	367,000	19,200	79	367,000	19,200	0	0	
113	348,200	80	368,100	19,900	79	367,000	18,800	1,100	1	
114	348,700	80	368,100	19,400	80	368,100	19,400	0	0	
115	349,200	80	368,100	18,900	80	368,100	18,900	0	0	
116	349,700	80	368,100	18,400	80	368,100	18,400	0	0	
117	350,100	81	369,200	19,100	80	368,100	18,000	1,100	1	
118	350,600	81	369,200	18,600	80	368,100	17,500	1,100	1	
119	351,100	81	369,200	18,100	80	368,100	17,000	1,100	1	
120	351,600	81	369,200	17,600	81	369,200	17,600	0	0	
121	352,000	82	370,200	18,200	81	369,200	17,200	1,000	1	
122	352,500	82	370,200	17,700	81	369,200	16,700	1,000	1	
123	353,000	82	370,200	17,200	81	369,200	16,200	1,000	1	
124	353,500	82	370,200	16,700	81	369,200	15,700	1,000	1	
125	353,900	83	371,200	17,300	81	369,200	15,300	2,000	2	
126	354,400	83	371,200	16,800	82	370,200	15,800	1,000	1	
127	354,800	83	371,200	16,400	82	370,200	15,400	1,000	1	
128	355,300	83	371,200	15,900	82	370,200	14,900	1,000	1	
129	355,700	84	372,200	16,500	82	370,200	14,500	2,000	2	
130	356,200	84	372,200	16,000	82	370,200	14,000	2,000	2	
131	356,700	84	372,200	15,500	82	370,200	13,500	2,000	2	
132	357,200	84	372,200	15,000	83	371,200	14,000	1,000	1	
133	357,600	85	373,200	15,600	83	371,200	13,600	2,000	2	
134	358,100	85	373,200	15,100	83	371,200	13,100	2,000	2	
135	358,600	85	373,200	14,600	83	371,200	12,600	2,000	2	
136	359,100	85	373,200	14,100	83	371,200	12,100	2,000	2	
137	359,500	86	374,100	14,600	83	371,200	11,700	2,900	3	
138	360,000	86	374,100	14,100	84	372,200	12,200	1,900	2	
139	360,500	86	374,100	13,600	84	372,200	11,700	1,900	2	
140	361,000	86	374,100	13,100	84	372,200	11,200	1,900	2	
141	361,400	87	374,900	13,500	84	372,200	10,800	2,700	3	
142	361,900	87	374,900	13,000	84	372,200	10,300	2,700	3	
143	362,400	87	374,900	12,500	84	372,200	9,800	2,700	3	
144	362,900	87	374,900	12,000	85	373,200	10,300	1,700	2	
145	363,300	88	375,800	12,500	85	373,200	9,900	2,600	3	

号給	昇格前		昇 格 後				昇格対比 額の差	昇格対比 号給の差	
	4級	昇格時号給 対応表	改正前		改正後				
			5級	昇格対比	昇格時号給 対応表	5級			昇格対比
1	210,900	1	286,200	75,300	1	286,200	75,300	0	0
2	212,800	1	286,200	73,400	1	286,200	73,400	0	0
3	214,700	1	286,200	71,500	1	286,200	71,500	0	0
4	216,600	1	286,200	69,600	1	286,200	69,600	0	0
5	218,500	1	286,200	67,700	1	286,200	67,700	0	0
6	220,400	1	286,200	65,800	1	286,200	65,800	0	0
7	222,300	1	286,200	63,900	1	286,200	63,900	0	0
8	224,200	1	286,200	62,000	1	286,200	62,000	0	0
9	226,100	1	286,200	60,100	1	286,200	60,100	0	0
10	228,000	1	286,200	58,200	1	286,200	58,200	0	0
11	229,900	1	286,200	56,300	1	286,200	56,300	0	0
12	231,800	1	286,200	54,400	1	286,200	54,400	0	0
13	233,700	1	286,200	52,500	1	286,200	52,500	0	0
14	235,700	1	286,200	50,500	1	286,200	50,500	0	0
15	237,700	1	286,200	48,500	1	286,200	48,500	0	0
16	239,700	1	286,200	46,500	1	286,200	46,500	0	0
17	241,700	1	286,200	44,500	1	286,200	44,500	0	0
18	243,700	1	286,200	42,500	1	286,200	42,500	0	0
19	245,700	1	286,200	40,500	1	286,200	40,500	0	0
20	247,700	1	286,200	38,500	1	286,200	38,500	0	0
21	249,700	1	286,200	36,500	1	286,200	36,500	0	0
22	251,800	1	286,200	34,400	1	286,200	34,400	0	0
23	253,900	1	286,200	32,300	1	286,200	32,300	0	0
24	256,000	1	286,200	30,200	1	286,200	30,200	0	0
25	258,100	1	286,200	28,100	1	286,200	28,100	0	0
26	260,200	1	286,200	26,000	1	286,200	26,000	0	0
27	262,300	1	286,200	23,900	1	286,200	23,900	0	0
28	264,400	1	286,200	21,800	1	286,200	21,800	0	0
29	266,400	1	286,200	19,800	1	286,200	19,800	0	0
30	268,500	1	286,200	17,700	1	286,200	17,700	0	0
31	270,600	1	286,200	15,600	1	286,200	15,600	0	0
32	272,700	1	286,200	13,500	1	286,200	13,500	0	0
33	274,800	1	286,200	11,400	1	286,200	11,400	0	0
34	277,000	2	288,300	11,300	2	288,300	11,300	0	0
35	279,200	3	290,400	11,200	3	290,400	11,200	0	0
36	281,400	4	292,500	11,100	4	292,500	11,100	0	0
37	283,600	5	294,600	11,000	5	294,600	11,000	0	0
38	285,800	6	296,800	11,000	6	296,800	11,000	0	0
39	288,000	7	299,000	11,000	7	299,000	11,000	0	0
40	290,200	8	301,200	11,000	8	301,200	11,000	0	0
41	292,400	9	303,400	11,000	9	303,400	11,000	0	0
42	294,600	10	305,700	11,100	10	305,700	11,100	0	0
43	296,800	11	308,000	11,200	11	308,000	11,200	0	0
44	299,000	12	310,300	11,300	12	310,300	11,300	0	0
45	301,200	13	312,600	11,400	13	312,600	11,400	0	0
46	303,400	14	314,900	11,500	14	314,900	11,500	0	0
47	305,600	15	317,200	11,600	15	317,200	11,600	0	0
48	307,800	16	319,500	11,700	16	319,500	11,700	0	0
49	310,000	17	321,800	11,800	17	321,800	11,800	0	0
50	312,200	18	324,100	11,900	18	324,100	11,900	0	0
51	314,400	19	326,400	12,000	19	326,400	12,000	0	0
52	316,600	20	328,700	12,100	20	328,700	12,100	0	0
53	318,800	21	330,900	12,100	21	330,900	12,100	0	0
54	320,900	22	333,200	12,300	22	333,200	12,300	0	0
55	323,000	23	335,500	12,500	23	335,500	12,500	0	0
56	325,100	24	337,800	12,700	24	337,800	12,700	0	0
57	327,200	25	340,100	12,900	25	340,100	12,900	0	0
58	329,100	26	342,400	13,300	26	342,400	13,300	0	0
59	331,100	27	344,700	13,600	27	344,700	13,600	0	0
60	333,200	28	347,000	13,800	28	347,000	13,800	0	0
61	335,300	29	349,300	14,000	29	349,300	14,000	0	0
62	337,400	30	351,600	14,200	30	351,600	14,200	0	0
63	339,500	31	353,900	14,400	31	353,900	14,400	0	0
64	341,600	32	356,000	14,400	32	356,000	14,400	0	0
65	343,700	33	358,300	14,600	33	358,300	14,600	0	0
66	345,700	34	360,400	14,700	34	360,400	14,700	0	0
67	347,700	35	362,600	14,900	35	362,600	14,900	0	0
68	349,700	36	364,700	15,000	36	364,700	15,000	0	0
69	351,700	37	366,900	15,200	37	366,900	15,200	0	0
70	353,600	38	369,100	15,500	38	369,100	15,500	0	0
71	355,400	39	371,300	15,900	39	371,300	15,900	0	0
72	357,200	40	373,500	16,300	40	373,500	16,300	0	0
73	359,000	41	375,700	16,700	41	375,700	16,700	0	0
74	360,500	42	377,800	17,300	42	377,800	17,300	0	0

号給	昇格前		昇 格 後					昇格対比 額の差	昇格対比 号給の差
	4級	改正前			改正後				
		昇格時号給 対応表	5級	昇格対比	昇格時号給 対応表	5級	昇格対比		
75	361,900	43	379,900	18,000	43	379,900	18,000	0	0
76	363,400	44	381,800	18,400	44	381,800	18,400	0	0
77	364,800	45	383,600	18,800	45	383,600	18,800	0	0
78	365,900	46	385,300	19,400	46	385,300	19,400	0	0
79	367,000	47	387,000	20,000	47	387,000	20,000	0	0
80	368,100	48	388,700	20,600	48	388,700	20,600	0	0
81	369,200	49	390,300	21,100	49	390,300	21,100	0	0
82	370,200	50	391,900	21,700	50	391,900	21,700	0	0
83	371,200	51	393,500	22,300	51	393,500	22,300	0	0
84	372,200	52	395,100	22,900	52	395,100	22,900	0	0
85	373,200	53	396,700	23,500	53	396,700	23,500	0	0
86	374,100	53	396,700	22,600	53	396,700	22,600	0	0
87	374,900	54	398,100	23,200	54	398,100	23,200	0	0
88	375,800	54	398,100	22,300	54	398,100	22,300	0	0
89	376,700	55	399,500	22,800	55	399,500	22,800	0	0
90	377,500	55	399,500	22,000	55	399,500	22,000	0	0
91	378,300	56	400,900	22,600	56	400,900	22,600	0	0
92	379,000	56	400,900	21,900	56	400,900	21,900	0	0
93	379,800	57	402,300	22,500	57	402,300	22,500	0	0
94	380,600	57	402,300	21,700	57	402,300	21,700	0	0
95	381,300	57	402,300	21,000	57	402,300	21,000	0	0
96	382,100	58	403,400	21,300	58	403,400	21,300	0	0
97	382,900	58	403,400	20,500	58	403,400	20,500	0	0
98	383,700	58	403,400	19,700	58	403,400	19,700	0	0
99	384,500	59	404,500	20,000	59	404,500	20,000	0	0
100	385,200	59	404,500	19,300	59	404,500	19,300	0	0
101	386,000	59	404,500	18,500	59	404,500	18,500	0	0
102	386,800	60	405,500	18,700	60	405,500	18,700	0	0
103	387,500	60	405,500	18,000	60	405,500	18,000	0	0
104	388,300	60	405,500	17,200	60	405,500	17,200	0	0
105	389,100	61	406,400	17,300	61	406,400	17,300	0	0
106	389,900	61	406,400	16,500	61	406,400	16,500	0	0
107	390,600	62	407,300	16,700	61	406,400	15,800	900	1
108	391,300	62	407,300	16,000	61	406,400	15,100	900	1
109	392,000	63	408,200	16,200	62	407,300	15,300	900	1
110	392,700	63	408,200	15,500	62	407,300	14,600	900	1
111	393,500	64	408,900	15,400	62	407,300	13,800	1,600	2
112	394,200	64	408,900	14,700	62	407,300	13,100	1,600	2
113	394,900	65	409,700	14,800	63	408,200	13,300	1,500	2
114	395,600	65	409,700	14,100	63	408,200	12,600	1,500	2
115	396,300	66	410,500	14,200	63	408,200	11,900	2,300	3
116	397,000	66	410,500	13,500	63	408,200	11,200	2,300	3
117	397,700	67	411,300	13,600	64	408,900	11,200	2,400	3
118	398,500	67	411,300	12,800	64	408,900	10,400	2,400	3
119	399,300	68	412,100	12,800	64	408,900	9,600	3,200	4
120	400,000	68	412,100	12,100	64	408,900	8,900	3,200	4
121	400,700	69	412,900	12,200	65	409,700	9,000	3,200	4
122	401,500	69	412,900	11,400	65	409,700	8,200	3,200	4
123	402,300	70	413,700	11,400	66	410,500	8,200	3,200	4
124	403,000	70	413,700	10,700	66	410,500	7,500	3,200	4
125	403,700	71	414,500	10,800	67	411,300	7,600	3,200	4
126	404,500	71	414,500	10,000	67	411,300	6,800	3,200	4
127	405,300	72	415,200	9,900	68	412,100	6,800	3,100	4
128	406,000	72	415,200	9,200	68	412,100	6,100	3,100	4
129	406,700	73	415,900	9,200	69	412,900	6,200	3,000	4
130	407,500	74	416,700	9,200	69	412,900	5,400	3,800	5
131	408,300	75	417,500	9,200	70	413,700	5,400	3,800	5
132	409,000	76	418,300	9,300	71	414,500	5,500	3,800	5
133	409,700	77	419,100	9,400	72	415,200	5,500	3,900	5
134	410,500	78	419,900	9,400	73	415,900	5,400	4,000	5
135	411,300	79	420,700	9,400	74	416,700	5,400	4,000	5
136	412,000	80	421,300	9,300	75	417,500	5,500	3,800	5
137	412,700	81	422,100	9,400	76	418,300	5,600	3,800	5
138	413,500	82	422,900	9,400	77	419,100	5,600	3,800	5
139	414,300	83	423,700	9,400	78	419,900	5,600	3,800	5
140	415,000	84	424,500	9,500	79	420,700	5,700	3,800	5
141	415,700	85	425,300	9,600	80	421,300	5,600	4,000	5
142	416,500	86	426,100	9,600	81	422,100	5,600	4,000	5
143	417,300	87	426,900	9,600	82	422,900	5,600	4,000	5
144	418,000	88	427,700	9,700	83	423,700	5,700	4,000	5
145	418,700	89	428,400	9,700	84	424,500	5,800	3,900	5
146	419,500	90	429,200	9,700	85	425,300	5,800	3,900	5
147	420,300	91	429,900	9,600	86	426,100	5,800	3,800	5
148	421,000	92	430,700	9,700	87	426,900	5,900	3,800	5
149	421,700	93	431,500	9,800	88	427,700	6,000	3,800	5
150	422,500	94	432,300	9,800	89	428,400	5,900	3,900	5
151	423,300	95	433,100	9,800	90	429,200	5,900	3,900	5
152	424,000	96	433,900	9,900	91	429,900	5,900	4,000	5
153	424,700	97	434,700	10,000	92	430,700	6,000	4,000	5
154	425,500	97	434,700	9,200	92	430,700	5,200	4,000	5
155	426,300	98	435,500	9,200	93	431,500	5,200	4,000	5
156	427,000	98	435,500	8,500	93	431,500	4,500	4,000	5
157	427,700	99	436,300	8,600	94	432,300	4,600	4,000	5
158	428,500	99	436,300	7,800	94	432,300	3,800	4,000	5
159	429,300	100	437,100	7,800	95	433,100	3,800	4,000	5
160	430,000	100	437,100	7,100	95	433,100	3,100	4,000	5
161	430,700	101	437,900	7,200	96	433,900	3,200	4,000	5



課長補佐の廃止について（メモ）

H25.9.2

1 実施内容

行政職給料表 5 級（課長補佐）を廃止する。

2 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日

3 経過措置

平成 26 年 3 月 31 日現在、行政職給料表 5 級に格付けされている職員については、昇格・退職等がない場合は当該職務の級の適用を継続する。

4 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 25 年 9 月 30 日（月）までにされたい。

以 上  
（給与課）